

保管中農産物補償共済

収穫後の備えは大丈夫ですか？

補 償 の 内 容

建物に**保管中の農産物**を補償します。

※他人から預かった農産物は補償の対象外となります。

※保管中とは、建物内に保管中のもの（乾燥・調整等の作業中のもの、建物からの運送中または建物への運送中のものを含む）となります。

補償対象は、**農作物共済、果樹共済、畑作物共済**に加入している農産物のうち、加入者が選択します。

※本県で加入できる品目

- (1) 農作物共済：水稻、麦
- (2) 果樹共済：りんご、ぶどう
- (3) 畑作物共済：大豆、ホップ、そば

補償する額は、1品目につき、1口（100万円）から加入できます。

対象となる事故は、**火災や自然災害**などに加えて**盗難及び運送中の事故**です。

※盗難については、盗難によるき損、汚損を含みます。

※運送中の事故について

- ①運送業者等が運送を担う場合は除きます。
- ②圃場から出荷先等への直接運送中の事故は除きます。

注) 収入保険との重複加入はできませんので、ご注意ください。

加入タイプ

2つのタイプから選択できます。

Aタイプ【出荷前の一時保管向け】

連続する120日間を補償します。

Bタイプ【通年保管向け】

連続する1年間を補償します。

共済掛金

1品目につき、1口(100万円)当たり

Aタイプ 2,500円

Bタイプ 6,500円

共済金のお支払い

算出方法

損害額=損害数量×1kg当たりの価額(注1)

(注1) 農作物共済、果樹共済及び畑作物共済において農林水産大臣が告示する
1kg当たり共済金額の最高額を使用します。【参考: 令和7年産主食用米⇒194円】

納屋に泥水が流れ込み、保管中の主食用の玄米に損害が発生した場合。

《加入内容: 主食用米で1口(100万円限度)を加入》

限度額(100万円)を超えた場合

損害を受けた数量が9,000kgの場合
損害の額

$9,000\text{kg} \times 194\text{円} = 1,746,000\text{円}$

共済金=1,000,000円

注)1口で補償する額は100万円が限度

限度額(100万円)にならない場合

損害を受けた数量が3,000kgの場合
損害の額

$3,000\text{kg} \times 194\text{円} = 582,000\text{円}$

共済金=582,000円

注)1口(100万円限度)の範囲内